

2020.04.17

組合員・利用者の皆様へ

越後さんとう農業協同組合

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う

当組合の対応について

実施期間:令和2年4月17日(金)から5月1日(金)

平素はひとかたならぬご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、全国に緊急事態宣言が発令されたことを受けてお客様の健康・安全を最優先に新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、各事業につきましては業務継続をさせていただきます。当組合の対応について、下記のとおりご案内申し上げます。

<<信用事業>>

- 窓口営業時間:通常営業(8:45 から 15:00)とさせていただきます。
- ATM でのお取引についても、通常通りのお取り扱いが可能です。
- 窓口でのお取引において、お待たせする場合がございますが、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 得意先係による渉外活動については、事前にご連絡させていただき、訪問許可を受けたくえでご訪問させていただきます。

<<共済事業>>

- 共済金の請求・事故受付等の事務は原則通常通り行います。
- 共済掛金払込猶予期間の延長、継続契約の猶予及び掛金払込猶予の相談対応を行っております。

尚、窓口等において職員にマスクの着用をさせていただく場合があります。
また、ご来店時には可能な限りマスクの着用をお願い申し上げます。

組合員・ご利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。